

# 出生届未提出のまま 子どもの戸籍と住民票が作成されました

## 菅原和之（「つくれ住民票」裁判原告）

いつも「つくれ住民票」裁判にご支援・ご注目いただきましてありがとうございます。今年に入って、大きな動きがありました。1月22日の朝、私の携帯電話がなりました。電話の相手は、世田谷区の住民票事務を所管する生活文化部長でした。「昨日付で子どもさんの住民票を作成した。話がしたいので、来てほしい。」というのです。

昼休み少し前に、区役所の生活文化部を訪ねると、住民票の担当課長に迎えられ、奥の部屋に通されました。そこで、部長から2番目の子どもの住民票コード通知を手渡されました。住民票の作成を求めてきましたが、それによって住基ネットに組み込まれてしまった。複雑な心境です。部長からは、「今日から住民票の写の交付ができる」ということと、住民票が作成されるまでの簡単な経過の説明を受け、「親御さんの考え方はともかく、子どもさんのことを優先して行いました。」ということでした。

私は「ご尽力いただき、ありがとうございます。」とお礼を述べて、その場を離れ、住民票交付の機械を使って住民票の写しの発行を受け、2番目の子どもが住民票に記載されていることを確認しました。

### 【何が起こったのか】

話は少し遡ります。前号で報告したことにも関わりますが、昨年11月22日と12月7日付区長名で、パートナー宛に子どもの出生届を提出するよう「催告書」が届きました。2通目の「催告書」には「期間内にその手続きをしないときは、本籍地の市長に対し、出生届の提出がない旨の通知を行います。また、戸籍法第136条により過料に処せられることがあります。」と記載されています。

2通の「催告書」に対しての回答をしなかったところ、世田谷区からパートナーの本籍地の自治体に通知がいったのだと思います。根拠は戸籍法24条3項に「裁判所その他の官庁…がその職務上戸籍の…記載に錯誤若しくは遺漏があることを知つたときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市町村長にその旨を通知しなければならない。」とあることに拠ります。

そして、同じ戸籍法24条の2項に「通知をしても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、市町村長は、管轄法務局又は地方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。」とあることから、子どもの戸籍が職権で記載されたのです。届出によらずに記載されたことは、子どもの戸籍を見るとわかります。「届出日」「届出

人」の欄がない代わりに、「許可日」「入籍日」という欄があります。入籍日は許可日の翌日です。

この戸籍の職権記載があった上で、今度は住民基本台帳法9条2項の「市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。」という規定に基づいて、パートナーの本籍地自治体から世田谷区に通知があり、その通知を受けて世田谷区は子どもの住民票を作成したのです（住民基本台帳法施行令12条2項1号参照）。

### 【得たものと問題点】

今回のことで、子どもにとっては、戸籍と住民票がないことによる不利益はなくなりました。将来の選挙権や国家資格の取得、パスポートなどについての不安は解消されました。この間、住民票の作成を求めてきましたが、実際、戸籍がないことでパスポートが取れないことへの不安も小さくはありませんでした。これについては、感謝しています。

そして、出生届の「父母との続柄」欄で、「嫡出」か否かの記載を義務付ける、戸籍法49条2項1号の規定が、必要ないということが明白になりました。第2次訴訟の一審判決でも「そもそも、市町村長としては、出生届がされている子が嫡出子であるか非嫡出子であるかは戸籍の記載等により明らかに区別することができるのであるから、出生届の届書にそのような事項を表示させる必要性はそれほど高いものではない」と判断しており、高裁判決でもこれを引用しています。この点は、出生登録差別の撤廃のために強調していきたいと思います。

しかし、問題点もあります。2009年の最高裁判決でも、「戸籍がなくても、適法に住民票は作成できる」と確定していて、世田谷区も第2次訴訟の答弁書の中でそれを認めています。にもかかわらず、最高裁判決以降も職権調査による住民票の作成はしないで、戸籍の職権記載を受けてようやく住民票を作成するというのは、戸籍と住民票が別個の制度であることを否定するかのような運用です。加えて、民法の「嫡出推定」の規定のために、実際の父親を父として届けられないようなケースまで、民法上の父の子として戸籍が職権記載されてしまったら、大変な人権侵害になります。

今回の経過は、よくよく検証する必要があると思っています。また、現在上告している裁判も一部の請求を取り下げる予定ですが、継続していきます。

今後ともご支援・ご注目をどうぞよろしくお願いいたします。